

文部科学省における過労死等 の防止対策の実施状況

文 部 科 学 省

学校現場における業務の適正化に向けて 次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告（概要）

- 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、**教員の長時間労働の実態**が明らかに。
- これからの時代を支える創造力をはぐくむ教育へ転換し、複雑化・困難化した課題に対応できる「**次世代の学校**」を実現するため、**教員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境**へ。
- 教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保**するための改善方策を提案。

1. 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する

- ・学校や教員の業務の見直しを推進し、教員が担うべき業務に専念できる環境整備を推進
- ・業務改善と学校指導体制の整備を、両輪として一体的に推進

学校指導体制の整備

教育課題に対応した教職員定数
SC、SSWの配置拡充
マネジメントを担う事務職員等
の定数改善

両輪として
一体的に推進

業務改善

- ◆**教員の行う業務の明確化**
 - ・事務職員の職務内容の見直し
 - ・業務アシスタント（仮称）の検討
 - ・民間ノウハウの活用促進
- ◆**給食費等徴収管理業務からの解放**
- ◆**統合型校務支援システムの整備**

重点課題

2. 部活動の負担を大胆に軽減する

生徒の多様な体験の充実、健全な成長の促進の観点からも、部活動の適正化が必要

休養日の明確な設定等を通じた運営の適正化等を促進

- ◆**毎年度の調査*を活用し、各中学校の休養日の設定状況を把握し改善を徹底**
- ◆**総合的な実態調査、スポーツ医科学等の観点からの練習時間や休養日等の調査研究**
- ◆**運動部活動に関する総合的なガイドラインの策定**
- ◆**中体連等の大会規定の見直し**
- ◆**部活動指導員（仮称）の制度化・配置促進等**

*全国体力・運動能力、運動習慣等調査

※次世代の学校指導体制TFに沿って着実に推進

3. 長時間労働という働き方を改善する

業務改善を断行するためには、**働き方そのものの価値観の転換**が必要
国、教育委員会、学校の**パッケージの取組（明確な目標設定と、適切なフォローアップ・支援）**により、実効性を確保

長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくり

- ◆**勤務時間管理の適正化**（GP発信、長時間労働是正のための周知・啓発キャンペーンの実施）
- ◆**教員の意識改革**（（独）教員研修センターの管理職等研修の見直し）
- ◆メンタルヘルス対策の推進



明確な目標の設定・周知、学校サポート、フォローアップを行い、学校組織全体としての業務改善のPDCAサイクルの確立を促進

4. 国・教育委員会の支援体制を強化する

- ◆**省内に「学校環境改善対策室」（仮称）を設置、業務改善アドバイザーを配置し自治体等に派遣**

学校現場における業務の適正化を推進し、教員が子供と向き合う時間を確保するため、平成29年にあっては、以下の3つの柱を中心とした取組を力強く進めてまいります。

1. 教員の働き方を改革し、教員の担うべき業務に専念できる環境整備を目指す

- 各教育委員会における業務改善の取組を加速するべく、
「学校現場における業務改善加速プロジェクト」を始動します。
 - ・ 小学校・中学校等の学校種に応じた課題を踏まえつつ、教員の行う業務の明確化や事務の効率化の徹底など、業務改善に集中的に取り組む重点モデル地域を指定
 - ・ 時間外勤務の削減や創出した時間による教育面での効果などの**エビデンスを蓄積し、全国に発信**

2. 部活動の適正化を推進し、部活動の負担を大胆に減らす

- 平成29年度中に、**適切な練習時間や休養日の設定等も含めた「運動部活動に関する総合的なガイドライン（仮称）」を策定します。**
 - ・ 同ガイドラインの策定のため、総合的な実態調査を実施
 - ・ スポーツ医・科学の観点も取り入れた練習時間や休養日等の調査研究を実施
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、**休養日等の適切な設定を促す通知を発出します。**
- 地域のスポーツ指導者等が単独で部活動の指導・引率に当たれるよう、**学校教育法施行規則を改正し、「部活動指導員（仮称）」を位置付けるためのパブリック・コメントを開始します。**

3. 国・教育委員会の支援体制を強化する

- 省内横断的に取組を進めるため、**省内に学校環境改善対策プロジェクトチームを設置します。**
- **業務改善アドバイザーの仕組みを創設**し、教育委員会等の依頼に応じて、現地に派遣します。

■ 教員が子供たちと向き合う時間を確保するため、学校現場における業務改善の取組を一体的・総合的に推進。

業務改善加速のための実践研究事業の実施

文部科学省

業務改善に集中的に取り組む重点モデル地域（20地域）を指定し、**業務改善の加速**及び**教職員や業務アシスタント等の人的配置状況と業務改善の関係**についての**実践研究を実施**。具体的なノウハウや成果を分析し、全国に発信し普及。

都道府県・政令市

市町村と連携し、小中学校における業務改善を促進。重点モデル地域の成果を県下に波及。

- **重点モデル地域に対する教職員や業務アシスタント等の配置**
- 県としての業務改善ポリシーの策定・指導助言
- 管理職等の意識改革のための研修の実施

- 取組のフォローアップ、成果の県下全域への発信

重点モデル地域：市町村（政令市含む）

- 自治体の業務改善ポリシーの策定
- **業務改善の取組の実施**
 - ・ 教員の行う業務の明確化（事務職員や他のスタッフ等との連携・分担等）
 - ・ 部活動に関する休養日の明確な設定
 - ・ 時間管理の徹底、研修の実施 等



外部専門家による分析・助言

- **勤務状況の改善の成果を分析**
勤務時間（総勤務時間や事務作業・部活動に関する時間等）や負担感の変化、創出した時間による教育面での効果などの成果を分析
- 成果を挙げたG Pを管下全域に波及

エビデンスとして蓄積

業務改善アドバイザリーボード

- 業務改善アドバイザーの派遣による指導助言（20名程度）
- 先進モデルの横展開
- 業務改善の取組の継続したフォロー



長時間勤務是正キャンペーンの実施

- 長時間勤務是正のための周知・啓発を行い、全国的な気運を情勢
- ・ マネジメントフォーラムの開催
- ・ 各種広報媒体等による普及啓発
- ・ 実践事例集の作成

等

業務改善の基礎的調査研究の実施

- 研究機関等による業務改善の推進に資する基礎的調査研究を実施

平成28年度 小学校・中学校等教員勤務実態調査

【目的】 教職員指導体制の充実、チーム学校の推進、学校の業務改善の推進等の教育政策について、これらが教員の勤務実態に与える量的・質的な影響を明らかにし、エビデンスを活用した教育政策の推進に必要な基礎的データを得るため、教育政策に関する実証調査研究事業の一環として実施。

【調査対象】 小学校400校、中学校400校(無作為抽出)に勤務する全ての常勤の教員

【期間】 平成28年10月～11月(2期に分けて実施 各学校の調査期間は、1週間)

【委託機関】 株式会社リベルタス・コンサルティング

研究メンバー: 東北大学大学院教育学研究科 准教授 青木栄一 等、
筑波大学医学・医療系 教授 松崎一葉 等

【主な調査・分析内容】

指導体制

- ・加配措置の状況 ・専任教諭の配置状況
- ・雇用形態別(正規・再任用、短時間勤務、臨時的任用、非常勤)の教職員数
- ・事務職員の数、学校事務の共同実施の状況
- ・SW、SSW、部活動指導員、日本語指導員等の配置状況

教育課題

- ・不登校児童生徒数、日本語指導の必要な児童生徒数
- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒数

ICT機器等の活用状況

- ・校務支援システム導入状況
- ・校務用PCの整備状況やコピー機等の使用状況

運営体制・業務改善の取組

- ・勤務時間縮減に向けた取組
- ・学校閉庁日・ノー残業デー・ノー部活動デーの設定の有無
- ・給食費の公会計化の導入状況

関係性



業務内容ごとの勤務時間

ストレスの強度・労働負荷

事 務 連 絡
平成29年2月20日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属中学校・高等学校（中等教育学校を含む） 御中
を置く各国立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体学校教育事務担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課
児童生徒課

中学校、高等学校等への講師派遣支援事業に係る周知依頼について
(厚生労働省「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」)

このたび、厚生労働省労働基準局総務課長から、別添のとおり、労働問題や労働条件に関する啓発授業に係る講師の派遣について、周知の協力依頼がありました。

これは、中学校や高等学校等が希望する場合には、厚生労働省の経費により、労働問題に関する有識者等を講師として学校に派遣するものです。労働問題や労働条件の改善等についての理解を深めるに当たって、学校外の専門家の協力を得ることは指導の効果を高める観点から有意義と考えられるところです。

については、このことについて、域内の市町村教育委員会、所管の中・高等学校等に周知いただき、授業に御活用くださいますようお願いいたします。

【本件問合せ先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係
電話 03-5253-4111（内線2073）

【講師派遣等に関する問合せ先】

厚生労働省労働基準局総務課過労死等防止対策推進室
電話 03-5253-1111（内線5583、5526）

事 務 連 絡
平成 29 年 2 月 17 日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿
児童生徒課長 殿

厚生労働省労働基準局総務課長

「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）」に係る周知依頼について

貴職におかれましては、日頃より労働基準行政の推進について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、我が国においては、過労死等が多発し大きな社会問題となっており、過労死等防止は喫緊の課題となっております。

さて、「過労死等防止対策推進法」（平成 26 年法律第 100 号）第 9 条においては、「国は、教育活動、広報活動等を通じて、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。」と規定され、また、同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年 7 月 24 日閣議決定）においても、啓発の基本的考え方の中で、教育活動を通じた啓発を挙げ、「過労死等の防止のためには、若い頃からの労働条件をはじめ、労働関係法令に関する理解を深めることも重要である。このため、民間団体とも連携しつつ、学校教育を通じて啓発を行っていくことが必要である。」と規定されております。

このため、平成 28 年度から、中学校、高等学校等の生徒等に対して、過労死等の労働問題や労働条件の改善等について理解が深まるよう、労働問題に精通した弁護士等の有識者及び過労死の遺族を講師として学校に派遣する「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）」（以下「講師派遣事業」という。）を、国の委託事業として実施しており、平成 29 年度以降も講師派遣事業を実施することとしております。

講師の派遣については、講師派遣事業の一環として行うものであり、講師の旅費、謝金等の経費は当省で負担いたします。

貴職におかれては、このことについて、別紙を御活用するなどにより、各教育委員会等に周知いただくことについて、御理解と御協力をお願いします。

また、中学校や高等学校等から講師派遣事業へのお問い合わせがある場合には、下記の専用のホームページに記載している連絡先まで御連絡くださるようお願いいたします。

記

過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）の専用ホームページ

(1) URLを直接入力する場合

<URL> <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000151995.html>

(2) 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) から探す場合

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 過労死等防止対策 > 過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業についてはこちら

(照会先)

厚生労働省労働基準局総務課

過労死等防止対策推進室 担当 大川戸・米谷

電話 03-5253-1111 (内線 5583、5526)

※ 本リーフレットは、平成 28 年度委託事業において、使用しているものです。
最新の情報は以下の専用ホームページをご参照ください。

<URL> <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000151995.html>

無料講師派遣授業のご案内

厚生労働省 委託事業

過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（学校への講師派遣支援事業）

労働問題・労働条件に関する啓発授業

➤ 事業の目的・概要

本事業は、生徒・学生に対して、労働問題や労働条件の改善等について理解を深めてもらえるよう、啓発授業を行うものです。

昨今、「過労死」をはじめとした労働条件などに関する問題が大きく取り上げられ、社会問題となっています。過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年 7 月 24 日閣議決定）においては、「過労死等の防止のためには、若い頃から労働条件をはじめ、労働関係法令に関する理解を深めることも重要」とされています。

このことから、生徒・学生に対して、労働問題や労働条件の改善等について理解を深めてもらえるよう、**労働問題に関する有識者及び過労死のご遺族を講師として**学校に派遣し、啓発授業を実施する本事業を行うこととしたところです。

仕事による過労から命を落としたり健康を損なうことは、ご本人はもとより、そのご家族やご友人にとって計り知れない苦痛であるとともに、社会にとっても大きな損失であり、こうした事態を何としても防いでいかなければなりません。これから社会に出て行く生徒・学生がこの問題について理解を深め、自分を守るための知識をつけられるよう、本授業を是非ご利用ください。

➤ 講師派遣授業の詳細

派遣対象： 中学校、高等学校、専修学校 および 大学、短期大学

実施日： 平成 28 年（2016 年）9 月～平成 29 年（2017 年）3 月中旬のうち、貴校のご都合の良い日

*講師との調整状況によりご希望に添えない場合があります。

使用場面例：

- ・就職活動中／内定後の学生・生徒への、校内で実施する就職関連情報提供のためとして
- ・就職活動中／内定後の学生・生徒への、校内で実施する就職関連イベントの 1 コマとして
- ・ゼミや研究室の行事のひとつとして
- ・法律や社会科等の授業の 1 コマとして
- ・キャリア教育のカリキュラムの 1 コマとして など



実施時間： 貴校のご要望に応じて決定します

実施場所： 貴校内、または貴校が指定した会場

*貴校にて会場の確保をお願いいたします。学校外施設での開催も可能です。

対象人数： 不問 *学年、クラス数は問いません。1 クラスから全校生まで対応可能です。

授業内容： 貴校のご要望に応じて決定します。講演テーマ例は以下の通りです。

- ・ブラックバイトやブラック企業から自分を守る（労働条件に関する法規制について）
- ・労働問題の実態
- ・過労死やその防止対策の流れ
- ・過労死遺族からのメッセージ 等

派遣費用： 無料 *講師料、講師交通費等、一切費用はかかりません。

申込方法： 「講師派遣依頼書」に必要事項をご記入の上、電子メール、FAX、郵送のいずれかにて事務局（委託業者）までお送りください。その後事務局よりご連絡し、実施日、授業内容等を確認・調整させていただきます。また、授業実施後、実績報告書（簡単なアンケート）へのご記入をお願いいたします。

過労死等防止対策・労働条件に関する啓発授業 2016年度実施例

生徒・学生が労働問題について理解を深め、自分を守るための知識を！

昨年(平成28年)12月、全国過労死を考える家族の会代表、寺西笑子さん(写真右)に、『命より大切な仕事はありません』というタイトルで、過労死で亡くされたご家族の働き方やその教訓、遺族としてのこれまでの活動について、高等学校でご講演いただきました。

寺西さんは、集まった生徒に、「過労死は他人事ではなく、劣悪な職場に追い込まれると誰にでも起こる。命より大切な仕事はない」というメッセージを語りかけ、生徒はとても熱心に聞いていました。



生徒からは、毎晩帰りが遅い家族に関する事など、授業終了後に多数質問があり、過労死をはじめとする労働問題に関する関心の高さが窺えました。

その後、古川拓弁護士(過労死弁護団全国連絡会議所属)が過労死の実態、救済方法について解説し、まずは過労死や過重労働についての正しい知識を得て、自分自身の健康を守る意識を持ってほしいとお話されました。

労働問題有識者(弁護士等)による 労働条件等に関する講義例



授業では、過労死の現状や判例をはじめ、労働条件や労災補償等について、有識者が説明しています。以下は、川人博弁護士(過労死弁護団全国連絡会議幹事長:写真上)による講演事例です。

第一部 (過労死の実態)

- ・ 過労死の歴史と現状
- ・ 判例

第二部 (過労死防止策)

- ・ 労働条件について(労働時間の原則、休憩時間等)
- ・ 休日の原則、有給休暇、退職の自由について等)
- ・ 労災補償 Q&A
- ・ 労働組合に関して

授業内容(タイムスケジュール)例

実施例 ① (50分 version)	
5分	冒頭説明(自己紹介、事業趣旨説明)
20分	遺族の講話(過労死遺族としての体験、社会に出る前に、労働に関する知識を身に付ける大切さ)
20分	弁護士による解説(長時間労働の危険性と法規制)
5分	質疑応答
実施例 ② (120分 version)	
5分	冒頭説明(自己紹介、事業趣旨説明)
45分	遺族の講話(ご自身の体験、遺族の思い、労災認定までの取り組み、過労死防止への活動等)
10分	休憩
50分	弁護士による労働条件等についての講義
10分	質疑応答

* 授業時間・内容は、学校の都合にあわせて調整が可能です。

学生・生徒からの講演に関する感想

- ・ 家族を過労自殺で亡くされた方がこのような活動をしていることを初めて知った。
- ・ この取組を行うことは勇気がいることだと感じる。
- ・ 社員が体調不良を訴えているのに、過酷な労働を強いる実態に腹が立った。
- ・ 過労死等防止対策推進法が制定されたことは、現在働いている世代と今後働く世代にとってありがたいと感じる。
- ・ 家族が亡くなってから1人で子どもを育てるのも大変なのに、家族のためにずっと会社と闘ってすごいと思った。
- ・ 被害者の方の生の言葉が想像以上に心に響いた。
- ・ 過労死で亡くなった人がこんなにも多く、こんなにも深刻なものだとは知りませんでした。
- ・ 実際の事例を詳しく知れて、過労死防止のために、働く時、どのような点を注意すべきかよくわかった。
- ・ 報道等ではよくわからない所もあり、労働法について学生のうちから知ること、労働者間で情報を交換することが重要だと思った。

各都道府県教育委員会高校教育主管課
各指定都市教育委員会高校教育主管課
各都道府県私立学校事務担当課
附属高等学校（中等教育学校後期課程を含む）
を置く各国立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課
児童生徒課

労働法に関する教育等のための教員用冊子について

平素より、労働法などの雇用と労働に関する教育の充実に御協力を頂き、感謝申し上げます。

学校教育における雇用と労働に関する教育については、学習指導要領に基づき、公民科等を中心に指導が行われているところですが、このたび、別添事務連絡のとおり、文部科学省の協力の下、厚生労働省において作成した高等学校等における労働法や制度（ワークルール）の指導のためのモデル授業案（生徒用のワークシート案等を含む）や留意点等を記載した教員用の資料「『はたらく』へのトビラ～ワークルール20のモデル授業案～」を全国の高等学校等に配布したとの連絡がありました。

各位におかれては、例えば、雇用と労働を巡る問題の理解を深めたり、キャリア教育の一環として生徒の職業意識を高める指導をする際の参考とするなど、標記資料の御活用に御配慮頂くようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県教育委員会高校教育主管課におかれては、域内の高等学校等を設置する市町村教育委員会及び所管の高等学校等に対して、各指定都市教育委員会高校教育主管課におかれては、所管の高等学校に対して、各都道府県私立学校事務担当課及び構造改革特別特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務担当課におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、各国立大学法人附属学校事務担当課におかれては、その管下の高等学校等に対して、御周知いただくようお願いいたします。

なお、当該教材の内容に係る問合せについては、下記のとおり厚生労働省労働条件政策課労働条件確保改善対策室へお問い合わせください。

記

労働法教育等のための教員用冊子に係る問合せ先
厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室
電話 03-5253-1111（内線5545）

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係
電話 03-5253-4111（内線2073）



基政発 0420 第 1 号
平成 29 年 4 月 20 日

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長 殿
文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 殿
文部科学省高等教育局学生・留学生課長 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長

労働法教育等のための教員用冊子の活用推奨に係る協力依頼について

平素より、労働基準行政の推進に御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

厚生労働省では、高等学校の段階においても生徒に労働法や制度（ワークルール）に関する理解を深めてもらうことが重要と考え、平成 28 年度厚生労働省事業として、貴省の御協力もいただき、高等学校等における労働法や制度の指導のためのモデル授業案（生徒用のワークシート案等を含む）や留意点等を記載した教員用の資料「『はたらく』へのトビラ～ワークルール 20 のモデル授業案～」を作成いたしました。

これにつきましては、その冊子を各高等学校等へ送付するとともに（その際、別紙の各学校長宛の事務連絡を添付）、その電子媒体を厚生労働省の「『確かめよう労働条件』ポータルサイト」に掲載し、そちらも自由に御利用いただくことしております。

貴職におかれましては、この取組に御理解いただきますとともに、各高等学校等での活用が進むよう、各教育委員会への周知について御協力を賜りたく、よろしく願いいたします。

なお、厚生労働省では、平成 29 年度事業として、高等学校等における本資料も活用した労働法等のワークルールの指導の参考となる教員等のためのセミナーを、全国 10 箇所程度の会場で開催することとなっておりますので、申し添えます。

○本件連絡先：

厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室
TEL：厚生労働省代表 0 3 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1 （内線 5 5 4 5）

各高等学校長 殿
各中等教育学校長 殿
各高等専門学校長 殿
各高等専修学校長 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課
労働条件確保改善対策室長

労働法教育等のための教員用冊子の活用について（依頼）

平素より、労働基準行政に御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、高等学校の段階においても生徒に労働法や制度（ワークルール）に関する理解を深めてもらうことが重要と考え、平成 29 年度事業として、文部科学省とも連携し、各高等学校等における労働法や制度の指導に有用な、実践の参考となる 20 のモデル授業案（生徒用のワークシート案等を含む）や留意点等を記載した教員用の資料「『はたらく』へのトビラ～ワークルール 20 のモデル授業案～」を作成しました。

本資料の特長の詳細は「第 1 章 本資料の特長と使い方」に記載しておりますが、主なポイントは以下の通りです。

ぜひとも各学校において、様々な場面で活用していただきたいと思っております。

（本資料のポイント）

- ・ 公民科のみならず、地理歴史科や、家庭科、総合的な学習の時間、特別活動など、様々な教科等での活用を想定
- ・ 実践に必要な労働法や制度の専門知識を教員が身に付けられるモデル授業案を提案
- ・ モデル授業案は試行授業を踏まえた実践的な内容を掲載
- ・ 労働基準法の主要な内容のみならず、労働相談、会社選択、ハラスメント、採用面接、障害者雇用、男女雇用機会均等やワークライフバランス、過労死など、幅広いテーマのモデル授業案を提案
- ・ アルバイトをしている生徒が多い学校、卒業後就職をする生徒が多い学校、卒業後進学をする生徒が多い学校など、多様な学校での活用を想定し、簡単なクイズから探究的な学習まで、多種多様な手法を用いたモデル授業案を提案
- ・ 労働法の専門家をはじめとする外部人材と協働した授業を行う場合のスムーズなやり方や留意点等を解説
- ・ 労働法や制度を高校生等の若者に教える必要性について、根拠となるデータを添えて解説

なお、今回送付する資料は、各学校で複数の教員が担当することを想定し8冊ずつお送りしていますが、学校の規模等により、それ以上の部数が必要な場合は下の連絡先にご相談ください。

ただし、本資料の内容については、全て厚生労働省の『『確かめよう労働条件』ポータルサイト』に掲載されていますので、そちらもご覧いただき、適宜ご活用ください。

厚生労働省では、平成29年度事業として、本冊子で提案しているモデル授業案等の活用や、社会保険労務士等の労働法の専門家等との協働も含めた、効果的な労働法や制度の授業の方法等について、教員や専門家が共に学び合うためのセミナーを、夏以降に全国10会場で開催することとなっておりますので、そちらもぜひご活用ください（詳細は追って情報提供する予定）。

○本件連絡先：厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室
TEL：厚生労働省代表03-5253-1111（内線5545）